

岡山市商店街振興対策事業補助金

商店街サポートアイデア協働事業

(空き店舗等活用型・商店街売上向上型・パフォーマンス型)

Q & A

(第2版)

令和2年8月18日

令和3年2月19日改定

1 募集・申請全般について

Q 1-1 まちづくり会社(民間事業者)は応募可能ですか？

(答) 定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体であれば、応募可能です。

【応募資格(補助対象者)】

以下の要件を満たし、商店街の活性化に繋がるアイデアを持つ団体となります。

- (1) 定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体であること(法人・任意団体は問いません)
- (2) 団体の代表者は、18歳以上であること
- (3) 次に該当しない団体であること
 - i 過去に実施を希望する商店街と共催してイベントや展示会等を実施したことがある
 - ii 代表者が市税を滞納している
 - iii 代表者及び構成員が過去2年度間に市の補助金を取消されている
 - iv 同様の計画内容で国・県・市・その他から補助金の交付を受けている
 - v 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
 - vi 団体の構成員の過半数が、マッチングされたアイデアに基づく事業を協働で取り組む商店街の組合員、又は、商店街事務局員である
- (4) 構成員に次の者を含んでいないこと
 - i 暴力団関係者
 - ii 風俗営業者
 - iii 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

Q 1-2 「過去に実施を希望する商店街と共催してイベントや展示会等を実施したことがある」の具体例はどのようなものですか？

(答) 商店街から費用の拠出があり、共同して団体と一緒にイベントや展示会等を実施したことをいいます。商店街から費用の拠出が無く、イベントや展示会等を実施した場合は「共催」には該当しません。

Q 1-3 応募された団体の情報はどこまで公表されますか。

(答) アイデアの内容及び団体名のみ公表します。それ以外は、公表いたしません。

Q 1-4 応募申請書の様式のフォーマットを加工し、提出することは可能ですか？

(答) 加工は行わず、既存の様式に記入し、応募してください。なお、アイデアの内容について確認のため、追加資料の提出等を求めることがあります。

Q 1-5 応募書類の提出方法について教えてください。

(答) 郵送又は電子メールにてご提出ください。なお、電子メールによる提出の際、容量が10MBを超える場合は、分割してご提出ください。

2 補助対象となる取り組み

Q 2-1 「空き店舗等活用型」の具体例はどのようなものですか？

(答) 商店街の空き店舗や倉庫等を1ヶ月以上活用して、映画の上映やチャレンジショップの運営等を行う取り組み等を想定しています。なお、空き店舗等の店舗改装費は本制度の補助対象外となります。

Q 2-2 「商店街売上向上型」の具体例はどのようなものですか？

(答) 商店街全体の売上増加に繋がる販売促進イベント・キャンペーンや商店街の店舗が取り扱う商品を活用した体験会及び展示会等の取り組み等を想定しています。

Q 2-3 「パフォーマンス型」の具体例はどのようなものですか？

(答) 商店街を舞台とする演奏会やダンス大会、絵画の展示会など商店街の集客に繋がる取り組み等を想定しています。

Q 2-4 マッチング先の商店街とは、どのようなものですか？

(答) 次のいずれかに該当する団体を商店街とします。

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会
- (2) 法人格を持った事業協同組合であり、小売業又はサービス業を営む事業所の商業集積により街区を形成し、実質的に商店街と同様の機能を有する団体

Q 2-5 事業の実施場所に制限はありますか？

(答) 実施場所は、原則協働で取り組む商店街エリア(商店街に加盟する店舗が集積するエリア)となります。但し、商店街の活性化に繋がる場合は、オンラインでの実施も可能です。

Q 2-6 商店街と「協働」で行う取り組みとは、どのようなものですか。

(答) 団体から応募のあったアイデアに基づき、団体と商店街とが共にアイデアの実現に向けて取り組むことです。アイデアの実施に向けて、団体が受ける商店街からの人的協力や経済的協力も協働に含まれます。

Q 2-7 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、事業実施にあたり留意すべきことはありますか。

(答) 政府の基本的対処方針や業界別ガイドラインなど業界毎の感染症対策の実施状況、感染症流行状況等を勘案しつつ、適切な感染防止対策を講じていただく必要があります。

Q 2-8 応募したアイデアが、マッチング成立後に変更となっても問題ないですか。

(答) 協働で取り組むことになった商店街と、実際に取り組む事業内容について十分な協議・調整を行った上で補助金交付申請をしていただく必要があるため、内容が変わることも想定できます。ただし、アイデアの事業区分を変更することはできません

Q 2-9 「空き店舗等活用型」の空き店舗等はどのようなものですか。

(答) 「空き店舗等」とは、従前に店舗・貸倉庫等として賃貸していたが、1か月以上活用されていない賃貸借可能な店舗、倉庫、空き地を指します。スポット貸しや倉庫等として利用している場合は、空き店舗等には該当しません。

Q 2-10 「空き店舗等活用型」は2階の空き店舗等でも可能か。

(答) 1階の店舗の中を経由せずに、アーケード(道路)から直接又は建物内共用部を通じて2階の店舗へ出入り可能な場合は、補助対象となります。

Q 2-11 「空き店舗」は商店街から提供されるのですか。

(答) 空き店舗は、商店街からは提供されません。

なお、空き店舗等活用型の流れは下記のとおりです。

①アイデア応募時

商店街からの空き店舗情報を参考にするなどアイデア応募団体が自ら空き店舗を探して、「商店街サポートアイデア協働事業」応募申請書(様式第2号)に実施希望予定の空き店舗の住所を記載して提出。

②マッチング段階

協働で取り組む商店街団体と協議のうえ、事業を実施する空き店舗を決定し、「実施合意書兼誓約書(様式第4号)」に記載のうえ提出。

③補助金交付決定後

事業を実施する空き店舗について、アイデア応募団体が自ら賃貸借契約。

Q 2-12 マッチング成立後にマッチング先(商店街団体)を変更することは可能ですか。

(答) やむを得ない理由により、事業の実施が困難な場合は、マッチング先を変更することは可能です。但し、補助金交付決定後に変更することはできません。

3 補助額

Q 3-1 補助金は上限額(満額)がもらえるのですか？(例:空き店舗等活用型 上限額 50 万円)

(答) 補助金の額は、上限額であって支給額ではありません。

「補助金」とは、対象となる事業(補助事業)の内容があらかじめ決められていて、その事業を行った際に要した経費の一部について支給されるものです。また、実際にその事業を行った証拠と経費を支払った証拠が必要です。

商店街サポートアイデア協働事業の場合は、まず事業区分に応じた取り組みを行い、その取り組みの具体的な内容と、取り組みに要した経費について収支決算書に記載し、そのうえで証拠書類として取り組みを行ったことが確認できる写真もしくは成果物の写しと、記載したすべての経費についての領収書等を添えて、補助事業等実績報告書や他の添付書類とともに提出していただきます。

なお、取り組みのために使ったお金がすべて経費として認定されるわけではありません。補助対象とならない経費もありますので、要項の【補助対象とならない経費の一覧】をご確認ください。

提出された書類一式を審査したうえで、不備がなければ、経費の範囲内で補助金が支給されることとなります。

補助金の支給時期は、事業完了後となります。

Q 3-2 実際にもらえる補助金の額はどのように算出されるのか？

(答) 例えば、空き店舗等活用型の補助対象として認められた経費(税抜き)の合計額が 60 万円であった場合、上限額が 50 万円と定められておりますので、補助金の額は 50 万円となります。

(補助金額の例)

補助対象経費(税抜き)の合計額		15 万 5500 円	35 万 5500 円	55 万 5500 円
補助金の額	空き店舗等活用型(上限額 50 万円)	15 万 5000 円	35 万 5000 円	50 万円
	商店街売上向上型(上限額 30 万円)	15 万 5000 円	30 万円	30 万円
	パフォーマンス型(上限額 15 万円)	15 万円	15 万円	15 万円

なお、ここでいう「補助対象として認められた経費の合計」とは、必ずしも「収支決算書に記載した経費の合計」と同じとは限らないことにご注意ください。収支決算書に補助対象とならない経費が記載されていた場合や、領収書等の支払い証明の添付が無い場合など、書類審査の結果認められないものは補助対象経費から除かれることとなります。

Q 3-3 他の事業と重複して申請できますか？

(答) 同じ経費を重複して申請することはできませんが、「商店街サポートアイデア協働事業」で対象経費として計上していないもののうち、他の事業で対象となる取り組み・対象経費に該当するものであれば申請可能です。

ただし、岡山市商店街振興対策事業補助金の他の事業(空き店舗対策事業や基盤整備事業等)は、補助対象者は商店街団体となりますので、ご注意ください。

(例) 商店街にチャレンジショップを開設・運営する場合は、以下①・②はそれぞれ申請可能です。

- ① 商店街団体が「空き店舗対策事業(上限 75 万円)」を活用して、空き店舗の内装工事を実施
- ② 団体が「空き店舗等活用型」を活用してチャレンジショップのHP作成や賃料を支払い

4 補助対象となる経費 ・補助対象外となる経費

Q 4-1 この補助金について補助金等交付決定前に、事業を開始した場合は補助対象となりますか？

(答) 補助金等交付決定前に事業を開始した場合(発注、契約等)は、その経費は補助対象となりません。

Q 4-2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の費用(消毒液購入等)は、補助対象となりますか？

(答)対象経費のうち、消耗品費として対象となります。

Q 4-3 消費税は補助対象となりますか。

(答)消費税は、対象外となります。

Q 4-4 イベントにおける抽選会等の景品や参加賞等は補助対象となりますか。

(答)イベントの景品や参加賞等は、換金性の高いことから補助対象外となります。

なお、商品券やクーポン等の印刷費用は補助対象となります。

Q 4-5 事業で実施するために使用する備品(机やマイク等)の購入費用は補助対象となりますか。

(答)汎用性があり、補助事業の目的外使用が可能となり得ることから、備品の購入費は補助対象となりません。備品をレンタルする場合は、補助対象となりますので、使用料・賃貸料として計上してください。

※備品とは、概ね1年以上使用・保存に耐えるもの

Q 4-6 機材をレンタルする際に、損害賠償保険に加入した場合、保険料は対象となりますか。

(答)各種保険料は、対象外となります。

5 補助対象となる経費（科目別）

Q 5-1 人件費

（答）事業を実施するために、一時的に人員を雇用するために支出する費用のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜経費の例＞

- ・イベント当日のアルバイト代

Q 5-2 報償費

（答）演奏会・イベント等の出演料や専門家に対する謝金のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- ・ダンスパフォーマーへの出演料

Q 5-3 旅費

（答）事業を実施するために、事業実施場所（商店街）までの移動に要した費用のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- ・団体や専門家等の旅費

Q 5-4 消耗品費

（答）事業を実施するために、必要な消耗品・材料費のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- ・文房具、アルコール消毒液等

Q 5-5 印刷製本費

（答）事業を実施するために、必要なチラシ、パンフレット、ポスター、図書等の印刷・製本代のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- ・チラシの印刷代

Q 5-6 役務費

（答）事業を実施するために、新聞雑誌等の広告に必要な経費、通訳、翻訳等を行う経費、商品やHP等のデザインに関する経費等のうち、補助事業実施年度の年度末までに取り組み、支払いを済ませているものが対象となります。

＜対象となる経費の例＞

- ・新聞広告掲載費

Q 5-7 通信運搬費

(答)事業を実施するために、必要な切手、はがき等の郵便料金や荷物の送料のうち、補助事業実施年度の年度末までに組み、支払いを済ませているものが対象となります。

<対象となる経費の例>

- ・郵便料金、宅配料金

Q 5-8 委託料

(答)事業を実施するために、事業の一部を他の者に委託するために必要な経費のうち、補助事業実施年度の年度末までに組み、支払いを済ませているものが対象となります。

<対象となる経費の例>

- ・会場設営や音響に関する委託料

Q 5-9 使用料・賃借料

(答)事業を実施するために必要な機器・器具等の賃貸料や商店街の空き店舗の家賃等のうち、補助事業実施年度の年度末までに組み、支払いを済ませているものが対象となります。

<対象となる経費の例>

- ・店舗等の家賃、会議室の使用料